

各種交付金について

①地域支援事業交付金

九州厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

自立支援・介護予防のための地域包括ケアシステム

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国及び地方公共団体は、**被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。



○地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」「予防」といった専門的サービスの前提として、「住まい」と「介護予防・生活支援」といった分野が重要である。

○自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる役割が必要。

自 助

- ・ 介護保険・医療保険の自己負担分
- ・ 市場サービスの購入
- ・ 自身や家族による対応

互 助

- ・ ボランティアなどの支援
- ・ 地域住民の取組み

共 助

- ・ 介護・医療保険制度による給付

公 助

- ・ 介護保険・医療保険の公費（税金）
- ・ 自治体等が提供するサービス

地域支援事業（地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金）

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



咲かそう、地域包括ケアの花！

2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

② 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」
＋「社会保障の充実分」

財源構成

① 介護予防・日常生活支援総合事業

1号保険料、2号保険料と公費で構成
(介護給付費の構成と同じ)

② 包括的支援事業・任意事業

1号保険料と公費で構成
(2号は負担せず、公費で賄う)

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	—

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、
介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業、
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、
地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

地域支援事業の目指すこと

地域包括ケアシステムの構築

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り**住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう**、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築

地域支援事業の目的及び趣旨について

- 被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを**予防**し、**社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営む**ことができるよう支援することを目的とし、**地域における包括的な相談、及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制、及び認知症高齢者への支援体制**を一体的に推進する。

住み慣れた地域での自分らしい暮らし

日常生活



地域支援事業

地域包括ケアシステム

介護保険給付・地域支援事業の全体像

【財源構成】 国：25% 都道府県：12.5% 市町村：12.5% 1号保険料：23% 2号保険料：27%	<div data-bbox="420 152 1953 244">介護給付（要介護1～5）</div> <div data-bbox="420 255 1953 347">予防給付（要支援1～2）</div> <div data-bbox="420 347 1953 725"> <div data-bbox="420 347 528 725" data-kind="parent" data-rs="2">地域支援事業</div> <div data-bbox="528 347 1953 725"> <p>介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1～2、それ以外の者）</p> ○ サービス・活動事業 ・ 訪問型サービス ・ 通所型サービス ・ 生活支援サービス（配食等） ・ 介護予防支援事業（ケアマネジメント） ○ 一般介護予防事業 </div> </div>
【財源構成】 国：38.5% 都道府県：19.25% 市町村：19.25% 1号保険料：23%	<div data-bbox="420 725 1953 1362"> <div data-bbox="420 725 528 1362" data-kind="parent" data-rs="2">地域支援事業</div> <div data-bbox="528 725 1953 1362"> <p>包括的支援事業</p> ○ 地域包括支援センターの運営 （介護予防ケアマネジメント、総合相談支援 業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、地域ケア会議の充実） ○ 在宅医療・介護連携推進事業 ○ 認知症総合支援事業 （認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等） ○ 生活支援体制整備事業 （コーディネーターの配置、協議体の設置 等） </div> </div> <div data-bbox="420 1150 1953 1362"> <p>任意事業</p> ○ 介護給付費適正化事業 ○ 家族介護支援事業 ○ その他の事業 </div>

介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(1) サービス・活動事業(第一号事業)

- 対象者（施行規則第140条の62の4）
 - ①要支援認定を受けた者
 - ②基本チェックリスト該当者(事業対象者)
 - ③継続利用要介護者(一部サービスに限る)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 介護予防訪問看護や介護予防福祉用具貸与等の介護予防サービスを利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

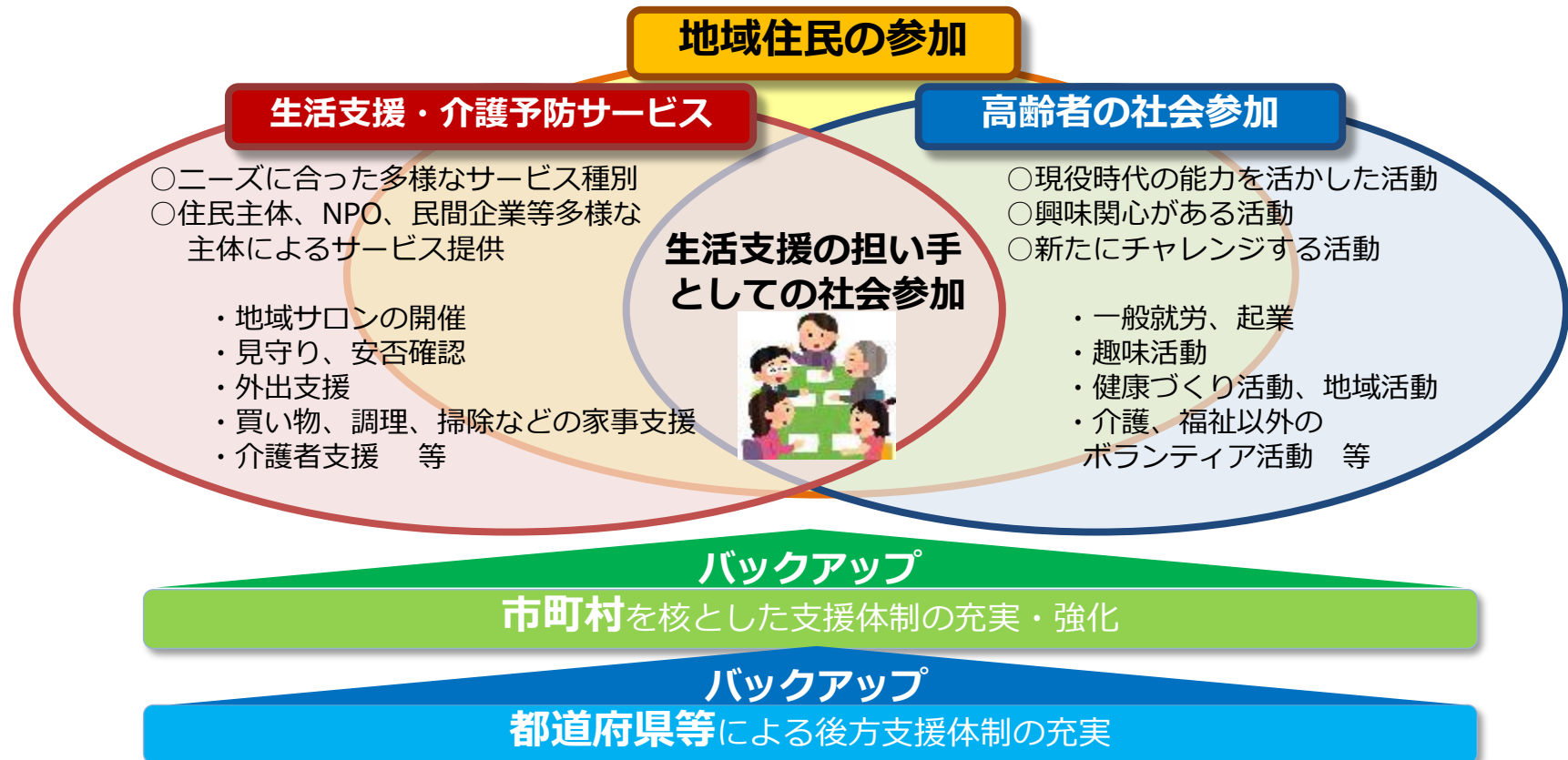
- 対象者
第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

介護予防・日常生活支援総合事業の推進

～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。
ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防**につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような**地域づくりを市町村が支援すること**について、**制度的な位置づけの強化**を図る。



包括的支援事業の概要

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、**保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等**を配置して、**地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う**ことにより、その**保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する**ことを目的とする施設(介護保険法第115条の46第1項)

※指定居宅介護支援事業者等の地域の事業者等に一部委託可能

総合相談支援事業

地域の高齢者や家族介護者に対して、**初期段階から継続的・専門的に相談支援**を行い、**地域における様々なサービス等につなげる。**

※指定居宅介護支援事業者に一部委託可能

第一号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)

要支援者等が、介護予防・日常生活支援を目的とした活動をその選択に基づき行えるよう支援する。

指定介護予防支援

※指定居宅介護支援事業者が直接指定を受けて、又はセンターから一部委託を受けて実施することが可能

包括的支援事業の実施



社会福祉士等



保健師等



主任介護支援専門員等

全国で**5,451**か所

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

個々の介護支援専門員への支援、介護予防サービスの検証等を通して、地域における高齢者の自立支援・介護予防を推進する。

地域ケア会議の実施

地域の関係者による、**地域づくりや政策形成**の場

地域包括支援ネットワーク

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア、自立相談支援機関、障害福祉サービスに関する相談窓口、都道府県労働局(介護休業・介護休暇等に関する相談など)など地域のさまざまな関係者と連携する。

- 地域包括ケア実現に向けた、充実・強化の取組を地域支援事業の枠組みを活用し、市町村が推進。
- あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し、サービスの多様化を図る。
- これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。

※「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」に係る事業については、地域包括支援センター以外の実施主体に事業を委託することも可能

以下の取組について、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

認知症施策

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や地域支援推進員による相談対応のほか、社会参加活動の体制整備や認知症本人・家族の支援ニーズに応える認知症サポーターの活動(チームオレンジ)等を推進

地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置のほか、就労的活動をコーディネートする人材の配置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

○事業の目的

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行う。

○事業の対象者

被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者。

○事業の内容

地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には以下に掲げる事業を対象。

介護給付等費用適正化事業

利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施。

【主要介護給付等費用適正化事業】

- ① 認定調査状況チェック
- ② ケアプラン等の点検
(ケアプラン点検・住宅改修等の点検)
- ③ 医療情報との突合・縦覧点検

【その他】

- ④ 給付実績を活用した分析・検証事業
- ⑤ 介護サービス事業者等への適正化支援事業
- ⑥ 介護給付費通知

家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施。

- ① 介護教室の開催
要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした教室の開催
- ② 認知症高齢者見守り事業
地域における認知症高齢者の見守り体制の構築
- ③ 家族介護継続支援事業
家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減
ア 健康相談・疾病予防事業
イ 介護者交流会の開催
ウ 介護自立支援事業
・ 家族を慰労するための事業(慰労金)
ア～ウのほか介護用品の支給
(H26年度に実施している保険者のみ)

その他の事業

介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施。

- ① 成年後見制度利用支援事業
- ② 福祉用具・住宅改修支援事業
- ③ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
- ④ 認知症サポーター等養成事業
- ⑤ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業
- ⑥ 地域自立生活支援事業
ア 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
イ 介護サービス等の質の向上に資する事業
ウ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業(配食・見守り等)
エ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

事業ごとの目的等

事業		目的	概要	補助経費
介護予防・日常生活支援総合事業	サービス・活動事業	地域における生活支援や介護予防のサービスの充実を図る。	訪問型サービス、通所型サービス等を実施する。	サービス提供に関する人件費、間接経費等
	一般介護予防事業	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図る。	住民主体の通いの場を充実、リハビリテーション専門職等の関与により、介護予防の推進を図る。	通いの場の運営のための間接経費等
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	相談の受付や制度横断的支援、高齢者虐待への対応、支援困難事例の対応等を通じて住民の健康の保持及び生活の安定等を図る	総合相談支援、権利擁護、ケアマネジメントの支援、介護予防ケアマネジメント、地域ケア会議の充実を図る。	センターに配置される保健師等の人件費等
	地域ケア会議の開催	地域の多様な関係者による検討の場を通じて、支援や支援体制の質の向上を図る。	保健医療や福祉の専門職等が参画し、個別事例や地域課題の検討を行う。	会議に参加する者への謝金等
	在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための必要な支援を行う。	地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を実施する。	会議開催、研修会開催に係る経費等
	認知症総合支援事業	認知症の早期診断・早期対応や認知症ケアの向上等の体制整備を図る。	認知症初期集中支援チームによる支援と認知症地域支援推進員による地域の体制整備を行う。	チームや推進員の運営費等
	生活支援体制整備事業	多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加を推進する。	生活支援コーディネーターの配置等による支え合いの体制づくりを推進。	生活支援コーディネーターの人件費等
任意事業	介護給付費等適正化事業	介護保険事業の運営の安定化のため、介護給付費等の費用の適正化を行う。	認定調査状況のチェック、ケアプラン等の点検、医療情報との突合・縦覧点検等。	適正化業務を行う者の人件費等
	家族介護支援事業	現に介護を行う家族に対する支援を通じて介護負担の軽減等を行う。	介護知識や技術に関する教室や介護者同士の交流会の開催等。	教室や交流会の開催経費等
	その他の事業	介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活に対する支援を実施する。	介護保険法第115条の45第3項第3号の規定に基づき事業を実施する。	成年後見制度の申し立てに要する経費等

地域支援事業交付金 主な関連規程

法律・政令 ・省令	○介護保険法(平成9年法律第123号) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=409AC0000000123
	○介護保険法施行令(平成10年政令第412号) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410CO0000000412
	○介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411M50000100036
	○介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410CO0000000413
	○介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令(平成27年厚生労働省令第58号) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=427M60000100058
	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
	○厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)
	○社会福祉法(昭和26年法律第45号)
	○社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)
	○社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)
通知	○地域支援事業実施要綱 (「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付老発第0609001号老健局長通知)) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.html
	○地域支援事業交付金交付要綱 (「地域支援事業交付金の交付について」(平成20年5月23日付厚生労働省発老第05230033号厚生労働事務次官通知)) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.html
	○重層的支援体制整備事業実施要綱 (「重層的支援体制整備事業の実施について」(令和5年8月8日付け社援発0808第48号、障発0808第5号、老発0808第3号、こ成環第113号厚生労働省社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長、子ども家庭庁育成局長連名通知))
	○重層的支援体制整備事業交付金交付要綱 (「重層的支援体制整備事業交付金の交付について」令和7年3月11日付厚生労働省発社援0311第7号、厚生労働省発障0311第5号、厚生労働省発老0311第2号厚生労働事務次官通知)
	○令和6年度における介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令第7条第3号の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金(介護保険の財政又は介護保険事業の安定的な運営に影響を与える場合その他のやむを得ない特別の事情がある場合)の交付基準について(令和6年11月26日老発1126第1号老健局長通知)